

被扶養者認定：国内居住要件と海外滞在の例外（要手続）

海外に居住・滞在する家族について、被扶養者として例外適用を受けるには届出が必要です。

健康保険法の改正により、2020年4月1日から、健保の被扶養者に「国内居住要件」が追加されました。
下記一部の例外を除き、国内に居住しない家族は原則として被扶養者となることはできません。

■国内居住要件の考え方

住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

*ただし住民票が国内にあっても、海外で就労している等日本での居住実態が無い場合は要件を満たしません。

■国内居住要件の例外（海外にいても認定される条件：下表1～4の事由）

海外に居住・滞在中で、海外留学や海外駐在被扶養者に同行するなど一定の事由に該当し、かつ必要な届出等を行った場合、例外として国内居住要件を満たすとされます。

具体的には、**下表【国内居住要件の例外】の1・3・4のいずれか**に該当している、または新規に該当することとなる家族がいて、生計が主として被保険者によって維持される場合です。被保険者は**次の手続を行ってください**。

◆「**海外居住被扶養者例外該当届**」に 下表の対応する“**確認提出書類**”を添付し提出

また、**下表の2**の、事業主の社命により海外に赴任する被保険者に同行する被扶養者については、当面組合が事業主の証明書提出により国内居住要件の例外として扱うので、個人の届出手続きは不要です。

海外に居住・滞在中で、**下表のいずれにも該当しない、または該当しなくなった被扶養者がいる場合**
→健保被扶養者の資格は喪失となります。

◆「**健康保険被扶養者(異動)届<削除>**」と保険証を提出 →理由欄：“国内居住要件に該当しないため”と記載。

○提出先：事業所 人事労務担当者

■国内居住・滞在中であっても、被扶養者と認められない場合

医療目的、医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方、その他短期の滞在中で日本国内に生活の基盤があるとは考えにくいと組合が判断した場合は、被扶養者と認定されません。

【表：国内居住要件の例外事由と 例外適用のための添付書類】

番号	例外該当事由	確認添付書類
1	外国において留学する学生	① 査証(ビザ)の写し ② 学生証・在学証明書・入学証明書等のいずれかの写し
2	外国に赴任する被保険者に同行する者	・事業主の証明 組合は当面事業主からの証明書面をもって確認するため、原則被保険者からの確認書類の提出は不要です。
3	就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 (観光、保養またはボランティア活動等) ※ワーキングホリデーを含む。(その場合、該当届は「就労目的の一時渡航」に○。)	① 査証(ビザ)の写し、発給通知書写し ② 通学中は、学生証の写し ③ ボランティアでは、派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4	被保険者の外国赴任中に出生・婚姻等で身分関係が生じた者で、2と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類の写し

※ 被扶養者が新たに該当または非該当となる際は、その時点で上記の必要な届出をお願い致します。

※ 表記の確認書類以外に、別途書類のご提出をお願いする場合があります。また毎年の被扶養者資格確認調査時にご提出をいただく場合があります。ご協力よろしくお願い致します。